

2022年3月14日

愛知県教育委員会教育長 殿

生徒の部活動への参加のあり方の見直しを求める請願

4.3.16

住 所 [REDACTED]

請願第 1 号

(団体名) 愛知部活動問題レジスタンス(IRIS)

氏 名 代表 加藤豊裕

1 請願の趣旨

中学校及び高等学校の学習指導要領では、部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とされています。

しかし私たちが把握している限りでは、県内の公立中学校・高等学校で、部活動への参加が任意であることを文書で明示したり、教員がすべての生徒に対して説明したりしている学校はありません。その結果、事情のある少数の生徒を除き、中学校では全生徒、高等学校では全生徒もしくは1年生全員が部活動に参加しています。

生徒は、学習指導要領や、県教委の出している「部活動指導ガイドライン」等の文書を読むことはありません。学校から配られる文書や教師の言葉の中に「部活動への参加は任意である」という情報が含まれない限り、部活動には全員が参加するものだと理解します。情報を与えない・知らせないことにより、部活動に参加しないという選択ができるだけさせないようにするやり方は、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」という学習指導要領の趣旨に反することはもちろん、子どもの自己決定権に対する侵害でもあります。

現状でも、「事情によって参加することができない場合には、教育的配慮に基づいて適切に指導されている」（平成29年4月12日の教育委員会会議における保健体育スポーツ課長の発言）ことは承知しています。しかし、事情がある場合に参加しないことができるというのは、狭義の強制（いかなる事情があっても必ず部活動に参加させる）がなされていないという証明にしかなりません。任意参加であることを明示しないままほぼ全員が部活動に参加している現在の状況は、事実上の強制がなされていると言わざるをえません。

三重県では、令和3年12月24日付で県教委に出された「生徒の部活動等への参加のあり方の見直しを求める請願書」（資料1）について審議が行われた結果、「公立学校において、生徒に対して部活動への入部の強制が行われないようにすること」という部分が採択され、教育長も、「県立学校の中には、人間関係を構築したり、仲間とともに目標に向かってやり遂げる活動の機会とするため、全員もしくは1年生に限って運動部または文化部への加入を求めている学校があります。入部後の活動を強いているわけではありませんが、自主的、自発的な参加とする学習指導要領の主旨としては適切ではないため、任意での加入とするよう徹底していきます。」と意見を述べています（資料2）。新聞でもこのことが報じられました。（資料3）

本県においても、部活動への参加が任意であることを生徒に周知することにより、部活動への入部の強制をなくすよう要望します。

2 請願項目

愛知県内の公立中学校・高等学校において、生徒に対して部活動への入部の強制が行われないようにすること。